

コード 番号	藤岡市 建築指導	施行年月日 改正年月日 廃止年月日	平成30年8月22日
例 事	確認審査において、道路後退部分に隣地境界線上又は隣地境界線に沿って築造された塀がある場合の取扱いについて 以下のように取り扱う。		
取 扱 い	ケース① 隣地境界線 塀 隣地 申請地 道路後退線 2 m 道路中心線	塀の築造費用が ①両者負担の場合 →除却する ②申請者負担の場合 →除却する ③隣接者負担の場合 →除却しなくてもよい →隣接者に確認した上で、申請者から塀は隣接者負担により築造された旨を書面により提出	
	ケース② 隣地境界線 塀 隣地 申請地 道路後退線 2 m 道路中心線	塀の築造費用が ①両者負担の場合 →除却する ②申請者負担の場合 →除却する ③隣接者負担の場合 →除却しなくてもよい →隣接者に確認した上で、申請者から塀は隣接者負担により築造された旨を書面により提出 配置図に記載	
	ケース③ 隣地境界線 塀 隣地 申請地 道路後退線 2 m 道路中心線	塀の築造費用が ①両者負担の場合 →除却しなくてもよい ②申請者負担の場合 →除却する ③隣接者負担の場合 →除却しなくてもよい	
関 係 法令等	・ 法第 44 条		